

三河田原駅周辺賑わい創出業務（社会実験）
（仮）たはら屋台村 運営事業者募集要項

田原市街地活性化協議会

事務局：田原市都市建設部街づくり推進課

令和7年11月

1. 目的

田原市街地活性化協議会（以下、「活性化協議会」という。）では、三河田原駅周辺の賑わい創出を図るため、また、新たな飲食事業者の出店支援を促進するため、現在、田原市が暫定的に公共駐車場として使用している柳町駐車場にて、コンテナやテント等を活用した飲食による賑わい創出業務（以下、「社会実験」という。）を行うこととしています。

そこで、この社会実験を実施するにあたり、柳町駐車場内に設置する施設等（敷地内の駐車場等も含む）の日常清掃や衛生管理、テナントリーシング等の業務を担う運営事業者を募集するものです。

2. 社会実験の期間

令和8年4月1日～令和9年3月31日

※準備、設営、撤去等の期間を含む

3. 対象地

所在地	愛知県田原市田原町柳町25-1外 ※P7 参照
所有者	田原市
全体面積	約1,750㎡
アクセス	三河田原駅から徒歩3分
土地現状	柳町駐車場（公共駐車場）
近隣主要施設との距離	三河田原駅 約250m 田原市役所 約700m 商業施設（セントファール） 約200m 商業施設及び子育て施設（LaLaGran 及び親子交流館） 約400m 田原文化会館及び中央図書館 約500m

4. 事業概要及び施設概要 ※別添事業概要書（案）参照

施設の概要	厨房コンテナ4基 大型テント（飲食スペース） バーゴラ 大型パラソル 人工芝 トイレ用コンテナ 事務所用コンテナ 倉庫用テント 等 ※施設設置は、活性化協議会が実施
-------	--

5. 業務内容

(1) テナントリーシング

①飲食事業者の誘致 ※4事業者予定

※活性化協議会では、社会実験の実施の可能性を確認するため、運営事業者の募集と同時に、飲食店の参加需要を把握するための出店者募集も行っています。オープン時（社会実験開始時）は、その結果も踏まえ、活性化協議会と運営事業者が協議して出店者を決定します。

※社会実験を開始した以降に出店者の退店が決定した際には、運営事業者が速やかに次の出店者を探して出店させること。なお、1か月以上出店が決定しなかった場合は、委託料の一部を減額することがあります。

②テナント構成の企画

(2) 契約

①出店者との契約締結（賃貸借契約など）

(3) 開業準備

①出店者とのオープニング準備（営業日、営業時間、保健所等の営業許可申請の調整など）

②広報活動（プレスリリース、WEB、SNS、チラシなど）

③開業に関する各種手続き（消防設備点検など）

④オープニングイベントの開催（必要に応じて）

(4) 管理・運営

①施設の維持管理（コンテナ、共有スペースの維持管理及び軽微な修繕）

②清掃・衛生管理（日常清掃、ゴミ回収、トイレ清掃など）

③出店者から賃料等の徴収

項 目	内 容
賃料	・月売上（税込）の5%
光熱水費	・各店舗で使う電気・水道・ガス代
保証金	・契約保証・原状回復のための預かり金 各10万円 ・契約終了時に返還（原状復旧を条件に）
保険料	・火災保険、施設賠償責任保険などの加入義務 ・直接契約させるケースと一括で契約するケースあり
その他	・徴収すべきものがあれば、活性化協議会と協議

④電気料金及び水道料金の支払い

項 目	内 容
電気料金	・各店舗から徴収した電気料と共用スペース等の電気料をまとめて支払う
水道料金	・各店舗から徴収した水道料と共用スペース等の水道料をまとめて支払う

※共有スペース等の電気料及び水道料とは、出店者が使用する厨房コンテナ以外で利用したすべてのものをいう

⑤広報活動（プレスリリース、WEB、SNS、チラシなど）

⑥イベント企画・実施

- ⑦クレーム対応
- ⑧事業報告
 - ・出店者より日報（売上、来店者数等）を受け、集計すること。
 - ・維持管理・運営状況、テナントの売上状況等を、月1回程度、活性化協議会へ報告すること。
- ⑨出店者の退店対応
 - ・退店する場合の現状復旧費用は原則として出店者負担とする。
- ⑩その他管理運営に必要な事項
 - ・その他管理運営に必要な事項については、活性化協議会と協議して決定する。
- (5) 地域連携
 - ①地域イベントとの協働
 - ②地元農水産物や観光事業者との連携
- (6) アンケート調査
 - ①出店者と連携し、適宜来店者へアンケート調査を実施すること。
- (7) その他
 - ①当施設の管理・運営内容等を見直す必要が生じた場合は、活性化協議会と協議したのち変更する。
 - ②個人情報の取り扱いに順守する。
 - ③当施設の管理・運営を行うに当たり、故意または過失により管理物件を損失、汚損又は滅失したときは、運営事業者の負担とする。ただし、活性化協議会が特別な事情があると認めるときはこの限りでない。損失等があった際には、速やかに活性化協議会に報告すること。

6. 施設の運営条件

- (1) 営業日
 - 金・土を含めて週5日以上営業すること。
 - ※最終的な休業日の設定は、出店者及び活性化協議会と調整して決定する。
- (2) 営業時間
 - 基本17時から23時まで営業するものとし、出店者が昼の時間帯での営業を希望する場合は対応すること。
 - ※最終的な営業時間の設定は、出店者と活性化協議会と調整して決定する。
- (3) その他
 - ・酒類を提供できるテナントを誘致すること
 - ・テイクアウトメニューの提供も検討すること

7. 委託業務期間

令和8年4月1日～令和9年3月31日

※準備・設営・撤去等の期間を含む

※開業期間は、令和8年7月1日～令和9年2月28日を予定

8. 委託料

上限額10,000千円（消費税及び地方消費税込み）

※委託料の支払いは毎月払いとする。

※令和8年4月分から令和9年2月分の支払額は、契約金額を12で除して得た額（100円未満の端数がある場合は、当該端数を切り捨てた額）とする。

令和9年3月分の支払額は、契約金額から前述で算定した毎月の支払額に11を乗じて得た額を差し引いた額とする。

※運営に要する経費が必要な場合は、契約金額の10分の2の範囲内の前払金の支払を請求することができる。なお、前払金の支払いを受けた場合、毎月の支払額を算定する際に用いる契約金額は、契約金額より前払金を差し引いた額とする。

9. 募集対象・条件

- (1) 本事業に理解と意欲を有する者
- (2) テナント誘致に関する実績、それに準じる能力を有する者
- (3) 清掃・衛生管理体制を構築できる者
- (4) 以下の項目に該当していないこと
 - ① 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する者
 - ② 会社更生法（平成14年法律154号）に基づき更生手続開始の申立がなされている者、破産法（平成16年法律第75号）に基づき破産手続開始の申立がなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立がなされている者（再生手続開始決定がなされ、入札参加資格の再認定を受けた者を除く。）
 - ③ 応募書類の提出期限から事業者の選定が終了するまでの期間に市から入札参加資格停止の措置を受けた者
 - ④ 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）に違反し、公正取引委員会から排除措置等の命令を受けている者
 - ⑤ 法人税、事業税、消費税、地方税を滞納している者
 - ⑥ 田原市暴力団排除条例（平成23年田原市条例第21号）第6条に定める暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者

10. 説明会

本募集要項に関する説明会を次のとおり行う。

- (1) 日時 令和7年12月17日(水) 午前10時から
- (2) 場所 セントファーレ 2階 会議室
〒441-3421 田原市田原町萱町1番地

11. 質疑・回答

質疑・回答については、次のとおり行う。

- (1) 質問がある場合は、「運営事業者募集に関する質問書」(様式6)に質問事項を記載のうえ、メールにより事務局宛に送信すること。メールの件名は「運営事業者募集に関する質問書」とすること。電話での質問は受け付けません。
・ 質問書提出先: machi@city.tahara.aichi.jp
- (2) 質疑に対する回答は、随時メールにて回答する。

12. 選定方法

提出された書類をもとに審査を行い、必要に応じてヒアリングを実施して選定します。

評価の観点は以下のとおりです。

- (1) テナントリーシングの実効性
- (2) 運営管理・清掃体制の実現性
- (3) 地域事業者との連携意欲
- (4) 提案価格の評価

13. 応募書類(1部)

- (1) 運営事業者応募用紙(様式1)
- (2) 事業計画書(様式2)
- (3) 価格提案書(様式3)
- (4) 収支計画書(様式4)
- (5) 運営事業者募集参加資格確認誓約書(様式5)
- (6) 団体概要・実績資料・その他これらに類する書類

14. 応募期間等

- (1) 応募期間：令和7年11月28日（金）から令和8年1月13日（火）17時まで
- (2) 提出方法：事務局へ持参
- (3) 提出先

田原市街地活性化協議会事務局 〒441-3492 愛知県田原市田原町南番場30番地1 田原市役所都市建設部街づくり推進課（担当：大堀、小谷） 電 話：0531-23-3535(直通) F A X：0531-22-3811
--

15. スケジュール（予定）

項目	時期
募集要項の公表	令和7年11月27日
応募期間	令和7年11月28日から 令和8年 1月13日17時まで
説明会	令和7年12月17日午前10時から
事業者決定	令和8年 1月中旬
契約手続き（仮契約）	令和8年 1月中
契約手続き（本契約）	令和8年 4月1日
開業準備 テナントリーシング、各種調整 ※会場整備、コンテナ等の設置期間	令和8年 1月～6月
開業期間	令和8年 7月1日から 令和9年 2月28日まで
撤去期間 各種報告、清算等 ※コンテナ等の撤去期間	令和9年 3月1日から 令和9年 3月31日まで

16. 留意事項

- (1) 提出書類の返却は不可とします。
- (2) 内容に虚偽があった場合は、失格とします。
- (3) 令和8年度予算（田原市からの負担金にて実施予定）が確保できなかった際、本募集と同時に募集している出店者が決まらなかった際は、社会実験が実施されないことがありますので、ご了承ください。

17. 問い合わせ先

田原市街地活性化協議会

事務局

〒441-3492 愛知県田原市田原町南番場30番地1

田原市役所都市建設部街づくり推進課（担当：大堀、小谷）

電話：0531-23-3535(直通)

FAX：0531-22-3811

E-mail：machi@city.tahara.aichi.jp

柳町駐車場位置図(航空写真)

